（２）神田川景観基本軸

１）対象区域

本地区は、神田川の境界から３０ｍの範囲とします。

図 2-3　対象区域

２）景観特性

- 神田川は、井の頭池に源を発し、都心を西から東に貫流する河川であり、本区は、その河口部に位置しています。
- 神田川に架かる浅草橋や柳橋等は、大正から昭和初期に整備されたものであり、近代の土木遺産としても価値が認められるものです。
- 河川沿いには、中高層の店舗やオフィスビル、マンション等が建ち並んでおり、浅草橋から上流部では、直接河川に面しています。
- これら建築物で構成されるまち並みは、比較的落ち着いた色彩や素材で構成されておりますが、一部では彩度が高い色彩や誘目性の高い屋外広告物等が見られます。
- 河川沿いには建物が接近しており、緑が少ない現状となっています。

3）景観形成の目標（基本的方向）

神田川は、東京の中心部を流れており戦後の都市化の影響を強く受けた河川です。その一方で、現在でも江戸情緒漂う歴史的なまち並みや特徴ある浅草橋や柳橋等の橋りょう、さらには豊かな文化的景観資源が数多く残っています。こうした景観資源を活かしながら、緑を増やすなど環境改善の取り組みや修景整備と連携し、東京の象徴にふさわしい河川景観の形成を図ります。

また、神田川は複数の区にまたがり流れているため「神田川河畔まちづくりの考え方」など、東京都の行う景観施策と整合を図ります。

1　神田川と調和した景観づくり

神田川の眺望は、川幅が狭いことから、川沿いのまち並みの一軒一軒の佇まいが川の景観と一体となっています。そのため、周辺に新たに建てる建築物等は、その顔を川側に向け、配置や外観を神田川と違和感のないものとするなど、神田川と周辺地域が一体となるような景観を形成していきます。

2　水と緑による潤いのある景観づくり

神田川の景観形成は水と緑の一体的な景観をつくり出すことが重要です。川沿いでの緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと景観の連続性を作り出していきます。

3　神田川周辺の歴史的・文化的景観資源を活かした景観づくり

柳橋などの特徴ある橋りょうなど歴史的・文化的景観資源を街のランドマークとして活かす景観の形成を図ります。

4　神田川に顔を向けた景観づくり

神田川と周辺地域が一体となったまち並み景観を形成するため、周辺に建つ建築物等は、神田川側に顔を向けるとともに道路側にも配慮を行なったまち並み景観の形成を図ります。

▲ 柳橋と周辺景観

▲ 柳橋

４）景観形成方針【法第８条第３項】

1 開放感や空の広さが感じられ神田川と一体となった景観を形成します

水辺や橋りょう等から見て、水辺空間と一体感が感じられるまち並みとなるよう工夫します。

- 隣接地の建築物と配置、ファサードの構成や壁面の位置、開口部の作り方など協調を図ります。
- 低彩度を基調とした落ち着きのある色彩とし、景観色彩ガイドラインに適合を図ります。
- 美しく経年変化する石や木などの自然素材や、銅板などの金属等の活用を図ります。
- 色彩・素材やセットバック等により適度に分節化された外観・ファサードにより建築物群が創り出すスカイラインの協調を図ります。

2 水と緑による潤いのあるまち並みを形成します

敷地内及び建築物の緑化により、神田川の水辺と一体となった潤いが感じられるまち並みを形成します。

- 神田川の水辺と一体となるように高木など植樹によるボリュームのある緑空間の創出を図ります。
- ベランダやバルコニー、屋上などの緑化推進を図ります。

▲浅草橋公園の緑

3 地域のシンボルとなる景観資源等を活かした景観を形成します

地域で長らく親しまれてきた橋りょうや歴史的な建造物等､地域の個性を生み出す資源の周辺では､これら資源を活かし、魅力を高める工夫を行います。

- 景観資源に隣接した敷地では、空地や緑化等による景観資源に配慮した整備を行います。
- 景観資源に隣接した建物は、デザインや色彩の協調を図ります。

（地域のランドマーク・歴史的な建造物等）

- 神田川に架かる橋りょう群（浅草橋、柳橋）
- 地域で長らく親しまれてきた建築物

4 神田川に顔を向けた景観を形成します

景観を損ねないような作法により、神田川に配慮した建築物や屋外広告物のデザインとなるようにします。

- 建築設備や附帯設備は緑化やルーバーなどによる修景を図ります。
- 地域にゆかりのないものや、誘目性の高い（規模や色彩、電飾等が過剰なもの）広告物の設置を極力避け、切り文字広告物とするなど工夫を施します。

5）景観形成基準【法第８条第２項２号】

地域の景観特性を活かし、地域の魅力を高める配置・形態意匠とし、敷地全体でバランスの取れた外観となるようにするとともに、建築物・工作物・開発行為の各基準に適合するものとします。

■建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準
配　置	□ 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、神田川沿いの街並みに配慮した配置とする。 □ 敷地内やその周辺に歴史的・文化的な資源や保全すべき樹木等がある場合は、これらを活かした配置とする。 □ 神田川に建築物の顔を向けた配置とする。 □ 隣接する建築物の神田川沿いの壁面の位置を揃えるなど、周辺のまちなみに配慮した配置とする。
高さ・規模	□ 神田川から見える建築物の高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 □ 神田川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。
形態・意匠 色彩	□ 神田川から見える建築物の外壁は、単調なものや長大な壁面など周辺のまち並みから突出するものを避け、建築物自体のバランスだけではなく、神田川周辺の街並みと色彩、素材などにより調和を図る。 □ 建築物に附帯する屋外設備や階段等は、高層階や上空からの視線に配慮するとともに川や通りから見えない位置に配置する。やむを得ない場合は、建築物と一体的な意匠とするか、ルーバーや緑化などにより修景するなど、周囲から目立たない工夫を施すなど建築物本体や周辺との調和を図る。 □ 建築物等の色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺との調和を図る。 ・外壁の素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。
公開空地 外構・緑等	□ 高層階や上空からの視線に配慮し、できるだけ屋上緑化を図る。 □ 神田川沿いや道路側に積極的に緑化を行う。 □ 緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定する。 □ 夜間の景観を落ち着きのあるものとするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。

■工作物の景観形成基準

項目	景観形成基準
高さ・規模	□ 神田川の水上や対岸から見たときに、圧迫感を感じさせないよう長大な壁面の工作物は避ける。
色彩	□ 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、水辺の自然環境や周辺との調和を図る。 ・素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。

■開発行為の景観形成基準

別表１参照